

保護者の皆様へ

「臨時的な児童生徒の居場所」の再開について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の対応について、この度、大阪府が独自の基準に基づき、自粛・休業要請の段階的な解除を行いました。このことを踏まえ、生徒の安全面に最大限配慮をしながら、5月18日（月）から緊急的な居場所と同じ運営体制で、「臨時的な児童生徒の居場所」を再開いたします。

引き続き、感染防止の観点から、家庭での保育が可能である方に対して、登校を控えていただくよう、強くお願いします。やむを得ない事情により、保護者が不在となり、お子様の安全確保ができない場合に限り、以下の要領により、中学校における臨時的な居場所のご利用をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。

保護者の皆様には、本趣旨を十分ご勘案の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

1. 対象者

中学校支援学級在籍生徒

ただし、発熱や風邪の症状が見られるなど体調の優れない時は利用できません。

2. 実施期間

令和2年5月18日（月）から臨時休業期間中の5月31日（日）まで

※土曜日、日曜日、祝日を除く

3. 開設場所

通学している中学校の教室等

4. 開設時間

午前8時30分から午後3時まで

5. その他

- ① 生徒の安全確保のため職員を配置しますが、職員による指導等はいりませんので、自習用の教材や読書用の書籍などは各自でご準備ください。
- ② 水分補給用のお茶は必ず持たせてください。また、昼食が必要な場合は、各自でご準備ください。
- ③ 毎朝、必ず、お子さまの検温や健康観察をしてください。
- ④ 通常、学校に持っていくことが禁止されている物は持たせないでください。

6. 申し込み

初めて利用される際には事前(前日の午後5時まで)に生徒が通学している中学校まで電話連絡をお願いします。その後、利用当日に利用申込書を提出してください。利用申込書は枚方市のホームページからダウンロードできます。また学校にも用意しています。緊急的居場所の利用者については、申請書の提出は不要です。

7. 問い合わせ先

枚方市教育委員会 学校教育部 教育指導課
TEL：050-7105-8052 FAX：072-851-2187